

2017年2月1日（水）

報道関係各位

一般社団法人 冷媒総合管理センター

フロン排出抑制法に基づく点検、管理および保守サービスを提供開始

ー フロン排出抑制法により、特定製品を使用する法人にも点検・管理が義務付けられましたが、その煩雑な点検作業内容や点検記録を一括管理し、お客様への負担を軽減します。ー
<http://env-hozen.jp/>

一般社団法人 冷媒総合管理センター（所在地：東京都港区浜松町 2-2-15 浜松町ゼネラルビル9階、代表理事：南山晃一郎、専務理事：庵崎栄）は、フロン排出抑制法に基づく点検、管理および保守サービスを、2017年2月1日（水）より提供開始します。

■フロン排出抑制法に基づく点検、管理および保守ワンストップサービス

<http://env-hozen.jp/>

【背景】

2015年4月より改正フロン法が施行され、第一種特定製品を使用している法人様のフロン排出抑制法遵守の一助を担えるサービスを立案致しました。

【サービスの概要】

フロン排出抑制法により、第一種特定製品を使用する法人には点検・管理が義務付けられましたが、その煩雑な点検作業内容や点検記録簿を一括・一元管理し、お客様の負担を軽減します。

<3つの特長>

1：業界随一の低価格・メーカー垣根を超えたサポート

一般的な保守管理料と比べ約3分の1のコスト。またエアコンだけでなく法律で括られるすべての対象機種種の保守が可能のため、メーカーに縛られることもなく一元管理が可能。

2：お客様の新法への不安感の解消・コンプライアンス順守のお手伝い

罰則の規定があるフロン排出抑制法への不安、特にISO14001を取得されている企業様にとってコンプライアンス徹底の一助となりえます。また、法定の点検記録簿などはクラウド上に保管され、膨大煩雑な紙データの管理からも解放されます。しかもデータの取り出しが非常にスムーズに行えるようになります。

3：対象製品の清掃や故障時対応まで全てお任せ

点検や点検記録簿の管理だけでなく、メンテナンスも同時に行いますので例えばエアコンの経年劣化による電気代の増加を最低限に抑えることが可能です。また、故障の際にも午前中のご連絡なら当日中、午後のご連絡なら翌日中にお伺いする体制で対応します。

【今後の展望】

全国に正会員・賛助会員を置き、全ての地方・地域をカバーした体制作りが着々と進んでいます。

【一般社団法人 冷媒総合管理センターについて】

本部：〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-15 浜松町ゼネラルビル 9 階

代表者：代表理事 南山晃一郎

専務理事 庵崎栄

設立：2016年11月24日

Tel：03-5405-1039

Fax：03-5405-1040

URL：<http://env-hozen.jp/>